

【保護者用】

岩手県立千厩高等学校携帯電話使用規程

生徒指導課

本校では、携帯電話の学校での利用は許可制としています。その場合、「使用許可願」の申請により、下記の細則を厳守する条件で許可しています。

なお、携帯電話は大変便利な通信機器であると同時に、非行の原因や高額な使用料の請求など、高校生活にとって懸念される点が多々あることから、携帯電話の使用については、親子で十分に話し合い、安心・安全な使用を心がけてください。

*「青少年ネット規制法」(平成21年4月1日施行)により18歳未満の携帯電話等の利用にはフィルタリング・サービス(悪質なサイト等の閲覧制限機能)の設置が義務付けられています。使用者が18歳未満であることを業者に申し出てください。

携帯電話使用細則

携帯電話は大変便利な通信機器であると同時に、非行の原因・誹謗中傷・高額な使用料の請求・スマホ依存症など、高校生にとって懸念される点が多々ある。使い方については保護者と十分に話し合い、学校内でも家庭内でもマナーを守り安心・安全な使用を心がけなければならない。

1 学校内での使用について

- (1) 朝の点呼時間より前に電源を切る(マナーモード不可)。放課後の清掃終了時まで電源を入れないこと。
- (2) 学級担任や授業担当者などが許可した場合は授業中や休み時間内の使用を認めることがあるが、必ず担当教員の指導に従い、用が済んだら電源を切ること。
- (3) 学校行事の際に使用を認める場合があるが、事前に生徒会(執行部、実行委員等)と生徒指導課教員の間で協議してルールを定めるので、ルールに従うこと。
- (4) 携帯電話の自己管理を徹底し、紛失・盗難などには注意すること。
- (5) 校内施設を利用して充電をしないこと。
- (6) 携帯電話の番号等に変更があった場合は、ただちに学級担任に報告すること。

2 学校内外を問わず守るべきマナーとモラル

- (1) 公共施設(列車・バス・店舗など)では周囲の迷惑にならないよう気をつかうこと。使用が禁止されている場所では絶対に使用しないこと。
- (2) 歩きスマホは禁止。自分も他の人にも危険である。
- (3) 自転車を運転しながらの使用は禁止。(道路交通法違反 懲役または罰金刑あり)
- (4) SNS等での誹謗中傷をしないこと。
- (5) 肖像権や著作権を侵害する投稿、法に触れる写真や動画の投稿をしないこと。
- (6) 出会い系サイトや闇バイトの募集など、有害・危険なサイトにはアクセスしないこと。
- (7) 使用時間を自ら定め使いすぎに注意し、学習の妨げにならないよう心がけること。

3 違反があった場合の指導措置

- (1) 使用が認められていない時に携帯電話を使用した場合（授業中に呼び出し音が鳴るなども違反とみなす）、携帯電話の一時預かりと次の指導を行う。
 - ア 年度初回の違反については、生徒指導課担当者からの指導、学級担任からの指導を行い、学級担任から保護者へ指導を行ったことを報告する。
 - イ 2回目の違反については、生徒指導課長からの指導、学級担任からの指導を行い、学級担任から保護者へ指導を行ったことを報告する。
 - ウ 3回目の違反については、携帯電話使用許可を取り消しとする。学級担任から保護者へ使用許可取り消しの旨を報告する。
- (2) SNS等を通じていじめに該当する案件があった場合、いじめ防止の観点から特別指導を行う。
- (3) その他、悪質な非行が認められた場合、生徒指導委員会の審議を経て特別指導や懲戒を行う。

【生徒用】

岩手県立千厩高等学校携帯電話使用規程

生徒指導課

本校では、携帯電話の学校での利用は許可制としています。その場合、保護者からの「使用許可願」の申請により、下記の細則を厳守する条件で許可しています。

なお、携帯電話は大変便利な通信機器であると同時に、非行の原因や高額な使用料の請求など、高校生活にとって懸念される点が多々あることから、携帯電話の使用については、保護者と十分に話し合い、安心・安全な使用を心がけてください。

*「青少年ネット規制法」(平成21年4月1日施行)により 18歳未満の携帯電話等の利用にはフィルタリング・サービス(悪質なサイト等の閲覧制限機能)の設置が義務付けられています。使用者が18歳未満であることを業者に申し出てください。

携帯電話使用細則

携帯電話は大変便利な通信機器であると同時に、非行の原因・誹謗中傷・高額な使用料の請求・スマホ依存症など、高校生にとって懸念される点が多々ある。使い方については保護者と十分に話し合い、学校内でも家庭内でもマナーを守り安心・安全な使用を心がけなければならない。

1 学校内での使用について

- (1) 朝の点呼時間より前に電源を切る(マナーモード不可)。放課後の清掃終了時まで電源を入れないこと。
- (2) 学級担任や授業担当者などが許可した場合は授業中や休み時間内の使用を認めることがあるが、必ず担当教員の指導に従い、用が済んだら電源を切ること。
- (3) 学校行事の際に使用を認める場合があるが、事前に生徒会(執行部、実行委員等)と生徒指導課教員の間で協議してルールを定めるので、ルールに従うこと。
- (4) 携帯電話の自己管理を徹底し、紛失・盗難などには注意すること。
- (5) 校内施設を利用して充電をしないこと。
- (6) 携帯電話の番号等に変更があった場合は、ただちに学級担任に報告すること。

2 学校内外を問わず守るべきマナーとモラル

- (1) 公共施設(列車・バス・店舗など)では周囲の迷惑にならないよう気をつかうこと。使用が禁止されている場所では絶対に使用しないこと。
- (2) 歩きスマホは禁止。自分も他の人にも危険である。
- (3) 自転車を運転しながらの使用は禁止。(道路交通法違反 懲役または罰金刑あり)
- (4) SNS等での誹謗中傷をしないこと。
- (5) 肖像権や著作権を侵害する投稿、法に触れる写真や動画の投稿をしないこと。
- (6) 出会い系サイトや闇バイトの募集など、有害・危険なサイトにはアクセスしないこと。
- (7) 使用時間を自ら定め使いすぎに注意し、学習の妨げにならないよう心がけること。

3 違反があった場合の指導措置

- (1) 使用が認められていない時に携帯電話を使用した場合（授業中に呼び出し音が鳴るなども違反とみなす）、携帯電話の一時預かりと次の指導を行う。
 - ア 年度初回の違反については、生徒指導課担当者からの指導、学級担任からの指導を行い、学級担任から保護者へ指導を行ったことを報告する。
 - イ 2回目の違反については、生徒指導課長からの指導、学級担任からの指導を行い、学級担任から保護者へ指導を行ったことを報告する。
 - ウ 3回目の違反については、携帯電話使用許可を取り消しとする。学級担任から保護者へ使用許可取り消しの旨を報告する。
- (2) SNS 等を通じていじめに該当する案件があった場合、いじめ防止の観点から特別指導を行う。
- (3) その他、悪質な非行が認められた場合、生徒指導委員会の審議を経て特別指導や懲戒を行う。